

（第69号議案）

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第26条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第27条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>第1条～第26条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第27条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>
<p>2～6（略）</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員</p>	<p>2～6（略）</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員<u>（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）</u></p>
<p>(3)・(4)（略）</p>	<p>(3)・(4)（略）</p>
<p>第29条（略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>第29条（略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又</p>

<p>2～7 (略)</p> <p>第31条～第32条の2 (略)</p> <p><u>(昇給についての適用除外)</u></p> <p>第32条の3 第7条第2項から第5項までの規定は、<u>臨時的に任用される職員には、適用しない。</u></p> <p>第33条・第34条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第32条の2の次に1条を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。）第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、この条例による改正後の第27条第1項、第28条第2号及び第30条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	<p>は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第31条～第32条の2 (略)</p> <p>第33条・第34条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>
--	---